

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	①食料品の物価高騰に対する特別加算	消費活性化クーポン給付事業(R7補正分)	①市内事業所で使用可能な地域クーポン券を全市民対象に配付することで、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響により、苦境に直面する市内事業所での消費拡大を図るとともに市民への経済的な支援を実施するため クーポン配付開始:令和8年5月 クーポン有効期限:令和8年11月30日まで クーポン換金期限:令和8年12月中旬まで ②換金交付金並びに事業に必要な業務委託料及び事務費 ③・事業用消耗品 91千円 ・郵送料 29,059千円 ・業務委託料 37,550千円 ・交付金 464,000千円 (4千円×116,000人=464,000千円) ※換金作業については、参加登録店から使用済みクーポン券を回収の上検品、換金作業となるため、未使用分については換金対象とならず本交付金を充当することはない。 ④令和8年4月1日時点でふじみ野市に住民登録のある者	R8.1	R8.4以降
2	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	市立保育所給食費支援(物価高騰分)事業	①物価高騰の影響により高騰する食材費の増額分について支援することで、保護者負担を増やすことなくこれまで通りの栄養バランスや量を保った保育所給食を提供するため ②市内保育所に通う児童の給食費にかかる高騰した分の賄材料費(職員分は除く) ③1,000円×530人×12月=6,360,000円 ④市内公立保育所(5施設)	R7.4	R8.3
3	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	民間保育所等物価高騰対策支援金	①原油や原材料の価格上昇における物価高騰等に直面する民間保育所等で給食費を値上げしていない事業者に対して、食料品費上昇分に係る支援金を給付することで、事業者の運営の安定化を図り保育の質を維持するとともに、物価高騰による保護者の給食費負担の増加を防ぐため ②食料品費上昇分に係る支援金(教職員分は除く) ③食料品費 1,000円×2,398人×12月=28,776,000円 ④市内民間保育所等(認可23施設、認可外5施設)	R7.4	R8.3
4	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	学校給食費支援(物価高騰対策分)事業	①物価高騰の影響により高騰する食材費の増額分について支援することで、保護者負担を増やすことなくこれまで通りの栄養バランスや量を保った学校給食を提供するため ②市内小中学校に通う児童生徒の給食費にかかる高騰した分の賄材料費(教職員分は除く) ③賄材料費 103,234,134円 (内訳) 【小学校】対象児童数 5,876人 賄材料費 64,867,531円 1年生(4月)58円×913人×6日=317,724円 1年生(5~3月※8月除く)989円×913人×10月=9,029,570円 2~6年生(4~3月※8月除く)989円×4,963人×11月=53,992,477円 1~6年生(11~3月)52円×5,876人×5月=1,527,760円 【中学校】対象生徒数 2,951人 賄材料費 38,366,603円 1~2年生(4~3月※8月除く)1,173円×1,991人×11月=25,689,873円 1~2年生(11~3月)62円×1,991人×5月=617,210円 3年生(4~2月※8月除く)1,173円×960人×10月=11,260,800円 3年生(11~2月)62円×960人×4月=238,080円 3年生(3月)73円×960人×8日=560,640円 ④市内小中学校に通う児童生徒の保護者	R7.4	R8.3
5	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	水道基本料金減免(物価高騰対策分)事業(R6補正分)	①物価高騰の影響を受ける市民や事業所に対し水道基本料金を6か月間免除することで市民の生活費負担の軽減や事業者の経営安定を図るため ②水道基本料金を減免する事業の実施に必要な経費 ③一般会計から負担金199,362千円 <内訳> 水道基本料金減免金額:196,492千円 郵送料:24千円 委託料(システム改修等):2,846千円 総事業費199,362千円のうち50,000千円をR6補正分として充当 ④ふじみ野市と給水契約を結んでいる市民・市内事業所(公共施設を除く)	R7.9	R8.3
6	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	水道基本料金減免(物価高騰対策分)事業(R7予備費分)	①物価高騰の影響を受ける市民や事業所に対し水道基本料金を6か月間免除することで市民の生活費負担の軽減や事業者の経営安定を図るため ②水道基本料金を減免する事業の実施に必要な経費 ③一般会計から負担金199,362千円 <内訳> 水道基本料金減免金額:196,492千円 郵送料:24千円 委託料(システム改修等):2,846千円 総事業費199,362千円のうち149,362千円をR7予備費分として充当 ④ふじみ野市と給水契約を結んでいる市民・市内事業所(公共施設を除く)	R7.9	R8.3

7	④消費下支え等を通じた生活者支援	水道料金減免(物価高騰対策分)事業(R7補正分)	<p>①物価高騰の影響を受ける市民や事業所に対し、令和8年3月検針分の水道料金を1万円を上限に減免することで市民の生活費負担の軽減や事業者の経営安定を図るため</p> <p>②水道料金を減免する事業の実施に必要な経費</p> <p>③一般会計から負担金 124,458千円</p> <p>&lt;内訳&gt; 水道料金減免金額:124,349千円 事務用品:109千円</p> <p>④ふじみ野市と給水契約を結んでいる市民・市内事業所(公共施設を除く)</p> <p>※令和8年4月検針分については、令和8年度計画にて記載予定。</p>	R8.1	R8.3
8	④消費下支え等を通じた生活者支援	下水道使用料減免(物価高騰対策分)事業(R7補正分)	<p>①物価高騰の影響を受ける市民や事業所に対し、R8年3月検針分の下水道使用料を1万円を上限に減免することで市民の生活費負担の軽減や事業者の経営安定を図るため</p> <p>②下水道使用料を減免する事業の実施に必要な経費</p> <p>③一般会計から負担金 72,811千円</p> <p>&lt;内訳&gt; 下水道使用料減免金額:72,811千円</p> <p>④ふじみ野市と排水契約を結んでいる市民・市内事業所(公共施設を除く)</p> <p>※令和8年4月検針分については、令和8年度計画にて記載予定。</p>	R8.1	R8.3